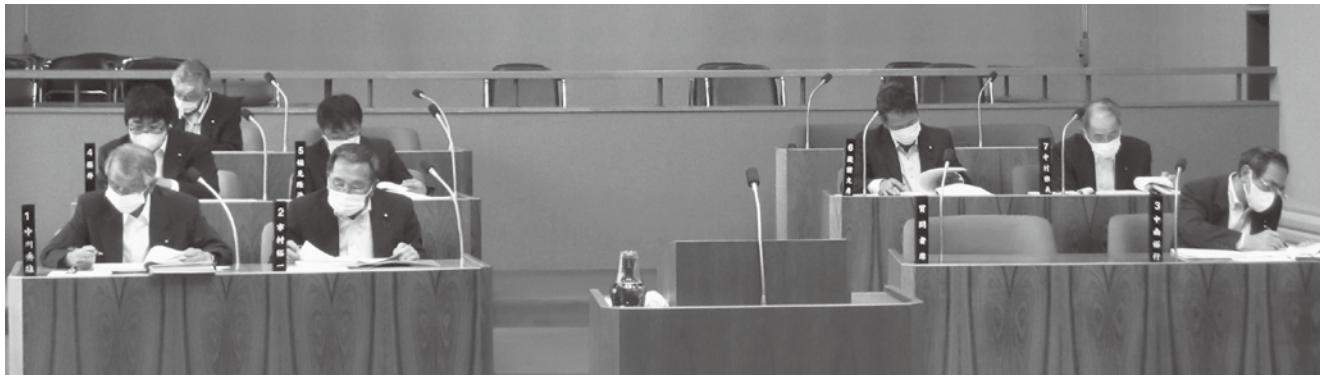


議会だより

No.205

編集：議会広報特別委員会



令和2年 第2回臨時会(5月1日)

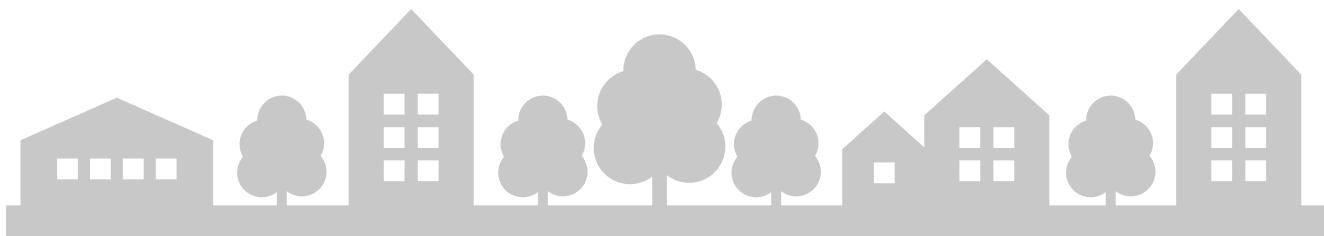
5月1日に開催、議案3件が提出され原案のとおり決定した。

条例改正

補正予算

- 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための幌加内町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例について
- 幌加内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 国において新型コロナウイルス感染症対策として、非接触型による感染拡大防止の観点から労働者が感染した場合又は感染が疑われる場合においてより休みやすい環境を整備するため、保険者に対し傷病手当金の支給を促すと共に緊急的特例的な措置として当該支給に要した費用についての財政支援が行われ、本町における国民健康保険並びに後期高齢者医療の保険者を対象とした傷病手当金の保険給付について条例の一部を改正。

- 令和2年度幌加内町一般会計補正予算(第1号)
 - 特定定額給付金、臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症経済対策補助金等の増額により、1億7154万6000円を追加し、総額46億1968万4000円とした。



令和2年 第3回臨時会(5月18日)

5月18日に開催、議案5件が提出され原案のとおり決定した。

町長・教育長の行政報告がありました。
概要についてお知らせします。



町長行政報告

○「新型コロナウイルス対策」について

5月1日に開会された臨時会において、本町の取り組みに対する予算等が可決された。国及び北海道による緊急事態措置に伴い、本町においても施設の休止や外出の自粛要請、あるいは学校の休業措置などにより、町民の皆様には大変ご不便とご苦労をおかけしているところである。加えて、商工観光業者の皆様にも休業要請にご理解とご協

力を賜っているところであり、大きな影響を受けているところである。幸いにも本町では感染症の発症はなく、ひとえに町民の皆様のご理解とご協力、更にはご苦労によるものであり、改めてお礼と感謝を表する次第である。

第1には感染症の防止と共に、収束に目途がつくまでの「緊急支援」。

第2は収束後の需要喚起の推進を図る「回復支援」とし、町民の命と健康を守ることに努めながら、町内の商工観光及び介護・福祉を担つていただいている事業者を支援していく。

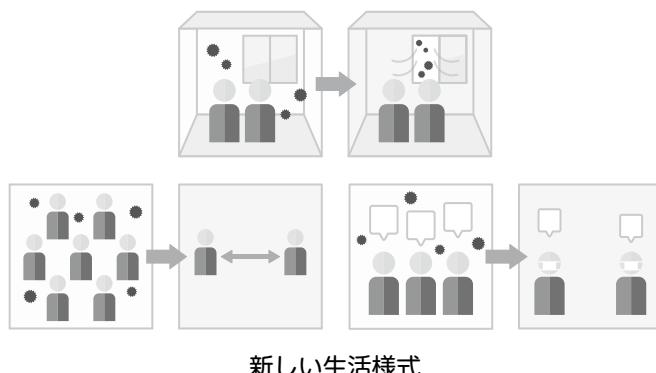
5月1日に予算可決された以降、5月15日現在までの支援として、次亜塩素酸水配布268世帯、特別定額給付金申請300件、持続化給付金申請0件、

休業協力店申請11件・支給11件、中小企業保証融資申請1件である。これら制度を有効に活用していただきたい。



次亜塩素酸水配布

先週末、国では緊急事態宣言を16日より一部解除した。また、北海道においても石狩管内以外の一定規模以下の公共施設や飲食店における休業要請を解除したところで、これを受け本町でも14日に対策本部を開催し、自粛緩和措置を5月18日から一部解除とした。聞き取り調査で、町内飲食業・宿泊業でも



新しい生活様式

本町においても、児童生徒の安全確保のため、新型コロナウイルス感染症の収束に向け取り組むことが必要であると判断し、要請どおり小中学校及び高等学校を5月31日まで臨時休業を延長する決定をした。その後、5月7日に開催した臨時校長会にて臨時休業中の分散登校についての考え方などを協議した結果、休業期間の長期化に伴い、小中学校については児童生徒の心身のケアと6月1日から

日にちにばらつきはあるが、今月中に営業を再開するところもある。感染症防止と経済活動を両立する、あるいは全てコロナ式への取り組みが必要であるものと宣言された。

本町が地方創生の柱としている「そば産業」と「観光産業」にも大きな影響が出てきているとともに、1次産業にも影響が及ぶものと推測される。これらの要素も踏まえ、今後も必要な対策を講じていきたい。

学校への対応について、去る5月4日に北海道教育委員会より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長された事を受け、学校の臨時休業についても5月31日まで延長するよう要請があった。

教育長行政報告

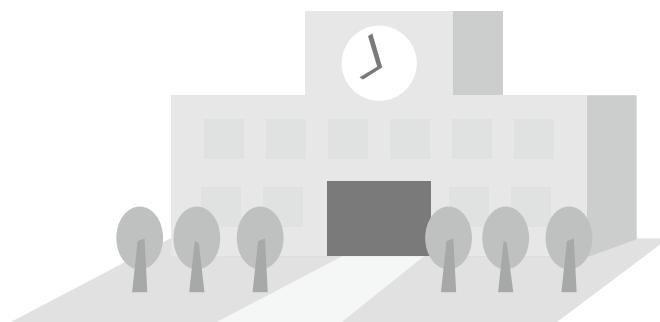
○「新型コロナウイルス感染症対策」について



5月1日に予算可決された以降、5月15日現在までの支援として、次亜塩素酸水配布268世帯、特別定額給付金申請300件、持続化給付金申請0件、

の学校再開に向けた準備のため、感染予防の徹底を図った上で分散登校を実施することとしたほか、幌加内高等学校においては町外に居る生徒の移動リスクを鑑み、分散登校日を設けないことと決定した。

小中学校の分散登校のスケジュールについては、午前中まで授業を行い給食後に下校する形の登校を5月19日、22日、26日、28日、29日の合計5日間実施することとして計画した。今後、状況変化が生じた場合は、変更または中止する場合も想定している。



- ・貸出・返却に限定して一時開館とした。今後は、図書の返還期限となる5月24日、25日にも同様に実施することを予定している。
- ・貸付期間
- ・貸付目的
- ・貸付の相手方
- ・幌加内町民間賃貸住宅建設事業による賃貸住宅用地

の貸出・返却に限定して一時開館とした。今後は、図書の返還期限となる5月24日、25日にも同様に実施することを予定している。

契約の締結

令和2年6月1日から令和32年5月31日

- 工事請負契約の締結
- 幌加内町一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事による契約
- 契約金→1億8150万円
- 相手方→新共開発株式会社
- 工期→令和3年12月17日まで

- 令和2年度幌加内町一般会計補正予算（第2号）
- 通知カード等関連事務委任交付金、幌加内高等学校魅力化支援事業等の増額により、1709万8000円を追加し、総額46億3678万2000円とした。

貸付

- 町有財産の無償貸付について
- ・貸付財産

幌加内町字朱鞠内6414番3の一部
土地（宅地）
724・80平方メートル

幌加内町字朱鞠内6414番44の一部
土地（宅地）
331・20平方メートル

- 令和2年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 傷病手当金の増額により、15万円を追加し、総額2億481万2000円とした。



補正予算

●議会事務局からのお願い●

議長宛の文書や案内状は、議長公務の日程を調整する必要がありますので、直接議会事務局へ送付願います。

(送付先) 〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地
幌加内町議会事務局宛

令和2年 第2回定例会（6月18日・19日）

6月18日、19日に開催、2名が一般質問、議案21件、同意13件、報告2件、承認3件、発議1件、意見書1件が提出され原案のとおり決定した。

町長・教育長の行政報告がありました。
概要についてお知らせします。

町長行政報告

○「令和元年度決算」について

一般会計、平成30年度からの繰越明許費を含め、「歳入総額45億711万9000円」、「歳出総額44億918万5000円」。令和元年度から令和2年度への繰越明許費にかかる「一般財源32万5000円」を除いた「歳計剩余金9760万9000円」を令和2年度会計へ繰越処分した。

当初予算では歳入不足を補うため、基金取り崩しを2億6000万円ほど見込んでいたが、地方交付税の留保財源や除雪関係経費の減などにより、財源不足による取り崩し額は1650万円程度で決算した。

後期高齢者医療特別会計、
「歳入総額2928万6000円」、「歳出総額2928万2000円」。「歳計剩余金4000円」を令和2年度会計へ繰越処分した。

国民健康保険特別会計、「歳入総額1億7464万7000円」、「歳出総額1億7155万円」。「歳計剩余金309万7000円」を令和2年度会計へ繰越処分した。令和元年度においては、療養費26・5%の増に対し、療養給付費20・2%、高額療養費29・6%の減となつた。給付費財源として国保財政調整基金から繰入金239万1000円を措置していたが、道補助金の特別交付金が大きかつたことにより、これを取り崩さず決算した。

国民健康保険特別会計、「歳入総額1億7464万7000円」、「歳出総額1億7155万円」。「歳計剩余金309万7000円」を令和2年度会計へ繰越処分した。令和元年度においては、療養費26・5%の増に対し、療養給付費20・2%、高額療養費29・6%の減となつた。給付費財源として国保財政調整基金から繰入金239万1000円を措置していたが、道補助金の特別交付金が大きかつたことにより、これを取り崩さず決算した。

国民健康保険特別会計、「歳入総額1億7464万7000円」、「歳出総額1億7155万円」。「歳計剩余金309万7000円」を令和2年度会計へ繰越処分した。令和元年度においては、療養費26・5%の増に対し、療養給付費20・2%、高額療養費29・6%の減となつた。給付費財源として国保財政調整基金から繰入金239万1000円を措置していたが、道補助金の特別交付金が大きかつたことにより、これを取り崩さず決算した。

後期高齢者医療特別会計、
「歳入・歳出総額ともに同額で決算した会計として、簡易水道事業特別会計」「8263万7000円」。下水道事業特別会計「7707万5000円」。奨学金特別会計「125万3000円」がそれぞれの決算である。



飲食・食品クーポン券

分した。繰越については、令和元年度の出納整理期間中に納付された保険料を令和2年度会計へ繰越し、北海道後期高齢者医療広域連合に対し納付するものである。

介護保険特別会計、「歳入総額1億8858万7000円」、「歳出総額1億8283万3000円」。「歳計剩余金575万4000円」を令和2年度会計へ繰越処分した。繰越については、令和元年度、介護保険給付費に対しての国道交付金、支払基金交付金の合わせて556万3000円がそれぞれ実績よりも多く交付されたため、令和2年度会計で返還することとなるが、当初予定をしていた介護給付準備基金の取り崩しについても、次亜塩素酸水やマスクなど、心温まるご寄贈を多くの方から賜り、衷心よりお礼申し上げる次第である。

次亜塩素酸水の無償配布は300世帯を超えて、4日には町民19万1000円を令和2年度会計にて介護給付準備金に積立てる予定である。

飲食・食品クーポン券では、6月10日現在で既に20万円の利用があった。町民の皆さんに大いに活用してもらい、コロナの1日でも早い終息と、「新しい生活様式」を踏まえながら、町民生活と経済活動が平常に戻ることを切に願っているところある。

金申請4件、支給0件。休業協力店申請、支給ともに11件となっている。今後も本町経済への影響は続くものと考え、持続化給付金特別補助対象を5件追加、5月7日以降も引き続き依頼を計上しているほか、例年のプレミアム付商品券について、率を20%から30%に引き上げ、7月から販売する関係予算を計上している。

○「新型コロナウイルス」について

去る5月25日に国の緊急事態宣言が解除され、徐々に経済活動も平常に戻りつつあるが、いまだ収束には至っておらず、国内、あるいは北海道においても感染者は微増しているところである。宣言解除後、本町においても翌26日に対策本部を開催し、公共施設の開放や6月から学校再開などを取り決めた。この間、町民の方々には大変なご不便とご苦労をおかけしたところであり、改めて町民の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げるとともに、次亜塩素酸水やマスクなど、心温まるご寄贈を多くの方から賜り、衷心よりお礼申し上げる次第である。

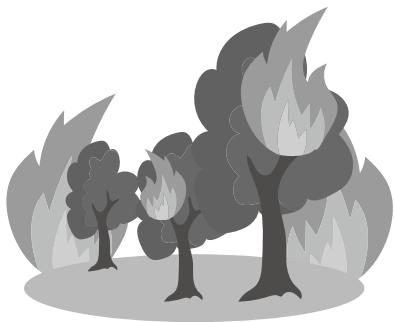
飲食・食品クーポン券では、6月10日現在で既に20万円の利用があった。町民の皆さんに大いに活用してもらい、コロナの1日でも早い終息と、「新しい生活様式」を踏まえながら、町民生活と経済活動が平常に戻ることを切に願っているところある。

金申請4件、支給0件。休業協力店申請、支給ともに11件となっている。今後も本町経済への影響は続くものと考え、持続化給付金特別補助対象を5件追加、5月7日以降も引き続き依頼を計上しているほか、例年のプレミアム付商品券について、率を20%から30%に引き上げ、7月から販売する関係予算を計上している。

○「林野火災」について

新聞報道にもあったとおり、去る5月30日、林野火災が発生し、土別警察署から13時20分に通報があり、消防の出動があつた。

出火場所は母子里、旧JR深名線白樺駅から西側。被害面積は、北海道電力社有地5・29ha、北海道大学雨竜研究林1・08ha、幌加内町有地2・18haの合計で8・55haの林野を焼失した。消防に当たり、消防団員19名、消防職員15名、うち土別より3名の応援、車両10台の出動により、午後5時30分に鎮火をし、その後も母子里地区に消防車両2台と、職員2名を警戒対応のため翌日まで待機させたところである。職員をはじめ関係機関の方々には長時間・広範囲にわたり消火活動等にあたつてもらったことに感謝の意を表する次第である。



より、その日のうちに延焼を食い止められたが、当日は、風速2mの南風が吹いており、一歩間違えば大規模な林野火災を引き起こし、消火活動は困難を極めたものと考えている。

今年はコロナ対策の関係で、毎年行っている「林野火災予防対策協議会総会」と引き続き行われる「林野火災予防パレード」が中止となつた。

この度の火災により、予消防の啓蒙が極めて大切だと感じており、関係機関と連携を図りながら予消防対策に加え、万が一に備え、消防活動を想定した初動対策に万全を期すよう努めていきたい。

教育長行政報告

○「新型コロナウイルス感染症対策」について

国の緊急事態宣言の解除を受け、本町においても6月1日から各学校を再開している。児童生徒や教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、子どもの健やかな学びの保障をするために、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動を始めている。

町としては、学校における「手洗い」などの励行や登校時における健康状態の把握、「3つの密」を避けることなどの感染リスク低減対策として、非接触型ハンドソープディスペンサーやフェイスシールド、非接触型電子温度計などの、必要とする物品の調達や、小中学校の換気対策として、網戸を設置していない教室などに、新たに網戸の設置を行うなどの措置を講じることとした。

また、今後も起こりえるコロナウイルス感染症などを起因とする、学校の臨時休業などの緊急事態において、子供の学びの保障と教育の機会均等の観点か

ら、国が推し進めている「GIGAスクール構想」を活用し、町内小中学校の児童生徒への「

人一台のタブレット端末整備」や、インターネット通信環境が整っていない家庭へ、臨時休業時に貸し出すことを念頭とした「可搬型通信機器の整備」、

遠隔授業などを円滑に行うための「学校側のカメラ等の整備」にも取り組むこととした。

選

任

任命

○農業委員会委員の任命

中河 聖弘 氏

音成 広樹 氏

笠井 正展 氏

高山 勝行 氏

古屋 伸幸 氏

大野 勝敏 氏

古林 一文 氏

幌加内 岩本 靖幸 氏

横窪 敏明 氏

中西 博 氏

鈴木 努 氏

稻見 浩一 氏

以上、12名を農業委員会委員として任命する案に同意した。

任期→令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

任期→令和2年6月27日から令和5年6月26日まで

○固定資産評価審査委員会委員の選任

○古林茂氏を補欠委員として選任することに承認した。

○令和元年度幌加内町一般会計補正予算（第7号）

○道営幌加内中部地区経営体育成基盤整備事業、金額3350万4000円の内、3075万円を繰越し、未収入特定財源として分担金2772万5000円、地方債300万円、一般財源2万5000円を令和2年度へ繰越した。

繰越計算書



◎道営幌加内東部地区経営体育

成基盤整備事業、金額416万6000円の内、358万80

00円を繰越し、未収入特定財源として分担金325万円、地

方債30万円、一般財源3万8000円を令和2年度へ繰越した。

◎道営幌加内北部地区担い手育成型基盤整備事業、金額120

5万1000円の内、186万4000円を繰越し、未収入特定財源として分担金82万2000円、道補助金78万円、一般財源26万2000円を令和2年度へ繰越した。

専決処分

補正予算（第8号）

◎主に、総合振興基金及びまちづくりふるさと応援基金、ほろかない振興公社運営補助金、映写会フィルム借上料等の事業確定による不用額の整理や余剰金の基金積立て、また2月以降のコロナの影響による事業の取りやめなどによる補正。

○令和元年度幌加内町一般会計
補正予算（第8号）
○貸付金及び返還金の確定による補正。

質疑

ふるさと納税の関係について、歳出のふるさと納税謝品及び代行業務委託料については減額補正となっている。

しかし、収入の使途指定寄附金でのふるさと納税寄附金は、増額補正をしているが、なぜ、

「こうなるのか。」

答弁

副町長

A 岁出と歳入の関係について、歳出については金額が足りないと支出することができいため、多めに予算計上をしている。



○幌加内町一般会計の一部を改正する条例

◎地方税法等の一部を改正する法律等に関する政令や省令が令和2年3月31日及び令和2年4月30日に交付されたことによる改正。

○幌加内町税条例の一部を改正する条例

◎介護福祉士の割合の増加、サービス提供体制強化加算、処遇体制加算の上位加算の取得。

○幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例

◎新型コロナウイルスの影響により、町民の皆さんにご苦労を頂いている中、「この困難と一緒に乗り越えよう」といった思いと、わずかながらではあるが、「町長給与の減額分をコロナ対策に要する一般財源に充当する。」と言った観点から、令和2年7月1日から31日分までの給与に100分の80を乗じて得た額とする条例の改正。

なお、副町長及び教育長からも申し出があったがコロナ対策本部長のみの対応とした。

中川議員

条例例改正

正。また、幌加内町国民健康保険特別会計予算措置に対しても、税率、税額の改正。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる場合の保険料減免に関する規定が追加されたことによる改正。

○幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例

○介護福祉士の割合の増加、サービス提供体制強化加算、処遇体制加算の上位加算の取得。

国民健康保険税試算比較

	一世帯当たりの負担額		一人当たりの負担額	
	令和2年度	対前年比	令和2年度	対前年比
医療分	145,607円	124.63%	81,196円	125.49%
支援分	36,580円	125.18%	20,398円	126.04%
介護分	44,417円	149.46%	32,568円	148.89%

○幌加内町手数料条例の一部を改正する条例

◎国における、通称デジタル手続法の改正により令和2年5月25日に施行されたことに伴い、従来の通知カードの再発行が禁止となつたため手数料が削除されたことによる改正。

○幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者保険料の減額賦課に関する令和2年度の保険料率の改正及び

○幌加内町防災会議条例の一部を改正する条例

◎令和2年4月1日から士別地方消防事務組合への移管に伴い改正。

廢止条例

○幌加内町町民プール設置条例
の一部を改正する条例
○山村広場の横に幌加内町町民
プールが設置されたことによる
改正。

○幌加内町地籍整備基金条例を 廃止する条例

○平成23年に制定し、平成27年から令和元年度までの5年間でJR敷地における地籍の確定測量業務が完了したことから基金

計画変更

における国民健康保険税の减免措置を講ずるため令和2年2月1日から施行することによる新規制定。

○幌加内町過疎地域自立促進市

JR軽地における地籍の確定測量業務が完了したことから基金

年度から令和2年度までの5年間の過疎対策として策定されて

5年間の測量面積等は、下幌
加内から母子里までの区間、実
施面積37.86km²、筆数324筆、実
業費トータル1億3397万4
000円。登記実数は、地籍更
生分・合筆分324筆、所有権
移転分37名、132筆。所有権
は、土地購入者からの負担金に

緒
結

購入事業、し尿処理施設整備事業、士別地方消防事務組合負担金事業、幌加内診療所備品購入事業及び生涯学習センター改修整備事業を追加する必要が発生したことによる変更。

計画策定

〇新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例

○辺地に係る総合整備計画の策定

○辺地整備計画特別措置法の規定に基づき、平成30年度から会員4年度までの5年間の辺地対策として、朱鞠内辺地にスクールバス整備事業を市町村計画に追加する必要が発生したことにによる変更。

補正予算

契約の目的→幌加内町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建築主体工事
契約の金額→1億549万円
契約の相手方→三津橋・橋本川島経常建設

共同企業体
年11月30日ま
加内町一般会

今までと同じように次亜塩素酸水を使用する」とになると想われるが、町民の中には、少し混乱がおきしそうに思われる。

A

町長

20

どういった見解で消毒液を使用していくのか、改めて伺いたい。

Q

コロナウイルス対策での消毒液について、報道に

中川議員

2020.9 22

式会社



質疑

Q

アルコール系の消毒の方が効果的で、より確かに思われる。

アルコール系に関しての入手

はどうなっているのか。可能であれば、そちらにした方がより安心して使用してもらえると思うが。



今後、検討していくアルコール系の消毒(写真参考)



現在町で使用している次亜塩素酸水(写真参考)

A 確実に消毒できるものはアルコール消毒である

と、認識をしている。最近、やっと発注できる程度までになってきた。以前は品物がないこともあり、比較的購入しやすい次亜塩素酸水で対応をしてき

答弁

副町長

○令和2年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○令和2年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○基金積立金介護給付費準備金、補助金等返還金等の増額により、575万3000円を追加した。

○令和2年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○保険料等負担金の増額により、3000円を追加し、総額3038万6000円を追加した。

○幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び基金積立金等の増額により、1095万8000円を追加し、総額2億1577万円とした。

○令和2年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○消費税の増額により、53万2000円を追加し、総額7052万2000円とした。

た。アルコール消毒については、納品もある程度見えてきたが、それらを踏まえて今後、対応していきたい。

また次亜塩素酸水の効果については、再度、国の方でも検討するような情報がある事から、それらも含めて検討していきたい。

○閉会中の所管事務調査の申し出

出

○議会運営員会及び総務厚生常任委員会、産建文教常任委員会からの申し出を協議の結果、許可した。

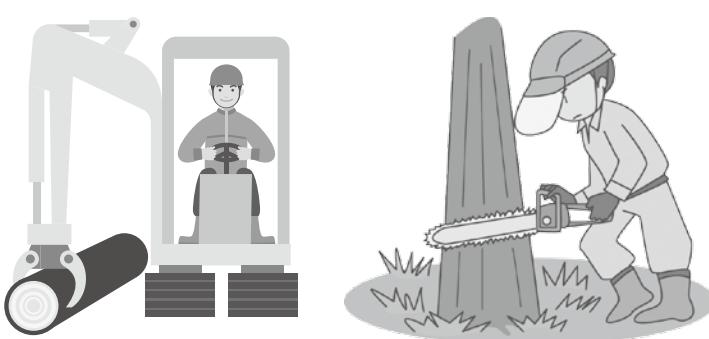
○林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書案を承認した。

意

見

書

発議



議会の様子をホームページで見ることができます！

議員の活動や広報など掲載しています。

議会ページは町ホームページから見ることができます。

一般質問



中川議員

答弁

町長

在の未申請は24世帯を残すところである。
今後においては、申請されていない方々と連絡を取り、申請手続きを促す。

A Q

学校再開に関連して

付対象となる各世帯へ周知及び、申請書の発送、翌13日から申請受付を開始した。給付金の支払いについては、5月25日を初回（1回目）とし、6月15日まで3回の支出を行い、支払い済み94・1%。6月17日までの申請受付件数730世帯、98%。人口1,361人分の96・8%の受付を終了している。

Q 新型コロナウイルス対策の特別定額給付金について
A 98%の申請受付を終了している

Q 特別定額給付金について
A は、現在94・1%ほどの給付率になつているとの行政報告であった。

先の新聞報道にもあるが、需給の意志がある、あるいは需給が必要と思われる方もこの給付金は申請主義なので申請がなければ本人には当たらないことになる。

例えば独居の方で介護施設や病院などに入院している方など、意思表示が大変な方もいると思われる。そういう方々の対処の方法などはどうしているのか。

例えば独居の方で介護施設や病院などに入院している方など、意思表示が大変な方もいると思われる。そういう方々の対処の方法などはどうしているのか。

申請方法別では、郵便申請354件、オンライン申請2件（役場、朱鞠内支所含む）、窓口申請357件、職員が出向いた臨時窓口申請17件。

「受給の意思がありながら未申請となつてている例はないか」については、町からの申請書の送付にあたり、あて先不明で返却された郵便は1件もなく、何らかの理由で住所登録地以外に在住されている給付対象者についても、本町からの特別定額給付金のお知らせ及び申請書はすべての世帯に届いているものと判断している。また、質問の例のような問い合わせについても現在のところは1件もない。現

ちに新たなストレスをもたらし、学力格差更に広げることにもなりかねない。子供たちをゆったりと受け止めながら学びと共に、人間関係の形成や遊び、休息をバランス良く保証する柔軟な教育が必要だと思われる。

今後の授業のあり方等について

緊急事態宣言が解除され、6月1日から学校が再開している。長期の休校による学習の遅れと格差の拡大、あるいは不安とストレスは深刻になっていると思われる。また新型コロナウイルスの感染から子供と教職員をいかに守っていくかも、今後、重要な課題となつてている。

学習指導要領に基づき例年どおり授業を再開しようとすれば、土曜授業や夏休み、また、学校行事の大削減、7時間授業など授業を詰め込むことになり、そうしたやり方では子供た

よつてはそれらの業務の担う職員の補充なども必要だと考えるが、どうなのか。

A 答弁
A 教育長



子供たちは、長期間学校生活から離れている事や、進級や進学に伴う教育環境の変化など、様々な不安やストレスを感じている児童生徒が多いことを懸念している。各学校ではこれまで

以上に、児童生徒の健康状態を観察する事や、児童生徒及び教職員の感染リスク低減の為「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動を進めるなどの指導をしている。

また、学校行事の基本的な考え方については、体育的行事についても児童生徒が密着する種目等、見直しを含めた検討を。

文化的行事については児童生徒の「接触」「密着」「近距離での活動」「向かい合っての発声」等を避けた内容へ見直しを含め検討するよう求めている。現在、学習時間の確保について、各学校で調整を行っている。夏休みの削減などは、必要最低限に留めるよう校長会で確認しており、小学校で5日間程度、中学校で7日間程度にて、最終調整を行っている。また、土曜日授業については検討から除外している。

各教科等の学習指導については、まずは学校再開にあたり児童生徒が、円滑に学校生活に適応できるよう、時間割や授業の進め方の工夫を求めている。各学校それぞれ、児童生徒の発達の段階を十分に踏まえた時間割の設定や、これまでの学習内容



の定着状況を把握し、学習指導計画の見直しを行うなどの指導をしている。

教育委員会としては、安易に授業時数の確保を目的とする事なく、各学年の状況に応じた授業内容を計画し、実行するよう指導や支援に努めていきたいと考えている。

感染症対策による教職員の負担増加については、各学校の教職員において児童生徒の感染症リスク低減のため、今まで以上の学校衛生管理が求められている。新型コロナウイルス感染症は、今までに無い未知の体験であり、教職員の方々には、長期学校休業中の子供たちの支援、感染症対策を講じた学校再開と多くの負担をお願いしている。

このような大変な時だからこそ、各学校と教育委員会が知恵を出し合い、子供たちの学習の保障を共に協力して進めて行くことが必要である。

教育委員会としても、各学校からの要望を踏まえた、物品や備品の整備を図り、教職員には「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動に専念できる様、環境づくりを進めていきたいと考えている。

Q 公共料金の10月値上げの凍結について

A

「暮らしの応援」などを活用してもらい予定通り料金改正を実施したい

Q コロナショックにより、景気の低迷、後退が指摘されている。とりわけ個人業者の後退が深刻と言われている。元々、昨年10月の消費税増税が原因であり、それと今回のコロナショックが拍車をかけた格好だと思われる。この為、最近では「暮らしの応援」の立場から水道料の減免などに取組む自治体も出てきていると聞いています。

本町においても、上下水道料金については消費税率の改正に加え、ごみ袋等の仕入れ値・

いるが、「ごみ処理料金などについては影響力が大きいとして今まで影響力が大きいとして今までの料金設定のまま現在に至っている。今回の改定では、1世帯あたりの年間負担額は平均1086円の増額となる試算をしている。

「暮らしの応援」の立場から10月からの予定をしている公共料金の値上げについて、当分は凍結すべきではないかと思われるが、いかがか。

A

公共料金については、令和2年4月から使用料・手数料の一部を改正し、上下水道料金など公共料金の値上げを行っている。これらは、昨年10月からの消費税率10%への引き上げにより対応する。あるいは周知期間等を含めて4月からとした。

改正とする公共料金のうち、ごみ処理手数料については、町民への影響が大きいとの判断から周知期間の範囲も勘案し、値上げの実施を他の公共料金の施行日から6カ月遅れの令和2年10月1日とした。

ごみ処理手数料についても、自治体でも例があり検討したが、「暮らしの応援」などを活用してもらうことで、ごみ処理料金については予定通り料金改正を実施したい。

ごみ処理手数料については、町民への影響が大きいとの判断から周知期間の範囲も勘案し、値上げの実施を他の公共料金の施行日から6カ月遅れの令和2年10月1日とした。



増額が重なり、本来だと随時改定をするところであつたが、平成19年度の焼却施設供用開始時の料金設定のまま現在に至っている。今回の改定では、1世帯あたりの年間負担額は平均1086円の増額となる試算をしている。

「暮らしの応援」の立場から10月からの予定をしている公共料金の値上げについて、当分は凍結すべきではないかと思われるが、いかがか。

A

公共料金については、令和2年4月から使用料・手数料の一部を改正し、上下水道料金など公共料金の値上げを行っている。これらは、昨年10月からの消費税率10%への引き上げにより対応する。あるいは周知期間等を含めて4月からとした。

改正とする公共料金のうち、ごみ処理手数料については、町民への影響が大きいとの判断から周知期間の範囲も勘案し、値上げの実施を他の公共料金の施行日から6カ月遅れの令和2年10月1日とした。

ごみ処理手数料についても、自治体でも例があり検討したが、「暮らしの応援」などを活用してもらうことで、ごみ処理料金については予定通り料金改正を実施したい。

ごみ処理手数料については、町民への影響が大きいとの判断から周知期間の範囲も勘案し、値上げの実施を他の公共料金の施行日から6カ月遅れの令和2年10月1日とした。

一般質問



藏前議員

火災の際に土別地区消防事務組合からタンク車や人員等のサポートがあつた。幌加内消防において、消防、救急等の部分で移管前と変わりなく住民に対しての安心・安全が確保されているのか。

台・人員3名の迅速な応援出動があり、消火活動にあたつた。この火災通報は、発見者の方が消防ではなく、土別警察署に連絡をし、土別警察署から本町消防に一報が入つた。

答弁
A 本年4月1日より幌加内
町の消防については、深
川地区消防組合から土別地方消
防事務組合に移管をした。
行政区が空知から上川へ移管
し、ちょうど10年が経ち各関係
機関の理解のもと、ようやく移

Q 今年の4月1日より深川地区消防組合から士別地区消防事務組合へ移管したが、移管後に現場での問題点は全くないのか。

A 災害等の対応については特に問題がないと考えている

Q 消防事務組合移管について

今年の4月1日より深川地区消防組合から士別地区消防事務組合へ移管したが、移管後に現場での問題点は全くないのか。

南北に長い地域性もあり、特に救急においては不安を抱えている住民の方もいるかも知れない。先日の母子里地区での林野

消防の対応を基本とし、救急も含め、火災状況や災害規模により士別消防署をはじめ、全道の隣接消防組合との相互応援協力体制を締結し構築しているところである。

母子里地区での林野火災では、大量の消火用水が必要であり士別消防署より大型水槽車一



★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付簿に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。

予算審査特別委員会は年1回開催されます。

議会の開催時期

- ・第1回定例会 3月中旬
 - ・予算審査特別委員会 3月中旬
 - ・第2回定例会 6月中旬～下旬
 - ・第3回定例会 9月中旬
 - ・第4回定例会 12月中旬～下旬

議会事務局／公民館3階 **0165-35-2121** (内線373)

わたしの一言



幌加内町観光協会

古屋 大輔さん

観光協会の古屋です。

昨今の新型コロナウイルスの世界的な流行により、私たちの生活は劇的な変化を余儀なくされました。三密を避ける行動スタイルは、観光業界にも大きな影響を及ぼしており、宿泊施設など、屋内がメインとなる施設での利用は減少しており、また受入れ時も人数制限を設けるなどの対応に追われるなど苦しい状況です。

一方で屋外がメインとなるキャンプ場などの利用者は増加しておりますが、ウイルス対策をしながら、多くの利用者の対応に追われています。

国が打ち出す誘客キャンペーンは、感染者数が刻一刻と変わる状況に影響され、混乱をきたし明確な方向性が見えてきていよいよに感じます。

町民の皆様はじめ関係各位の方々、ご理解とご協力を願いいたします。

これを機に幌加内町に合った観光客の受入れや誘客の方法について再度検討を重ね、三密を避けたイベントの企画や施設の整備、サービスの充実を図る必要性を感じています。



議会日誌 4~6月

4月

17日 士別地方消防事務組合新庁舎開庁式
(士別市)

5月

1日 議員協議会
第2回臨時会
7日 広報特別委員会
18日 議員協議会
第3回臨時会
22日 朱鞠内湖湖水開き (朱鞠内)
29日 広報特別委員会
31日 よるべさ定期総会 (朱鞠内)

6月

5日 議員協議会
11日 産建文教常任委員会
議会運営委員会
18日~19日
第2回定例会
23日 土地改良推進協議会

※4月・5月・6月については、“新型コロナウイルスによる感染防止”的め会議や各種行事が「中止」又は「延期」と自粛されていることから出席が少なくなっています。

